

国連グローバル・コンパクトの10原則

人権

- 原則 1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
- 原則 2. 人権侵害に加担しない。

労働

- 原則 3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
- 原則 4. あらゆる形態の強制労働を排除する。
- 原則 5. 児童労働を実効的に廃止する。
- 原則 6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。

環境

- 原則 7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
- 原則 8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
- 原則 9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

腐敗防止

- 原則 10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。